

goom Inc. 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当法人は、goom Inc.と称する。

(目的)

第2条 当法人は、インターネットに精通した技術で、今後更なる向上が予想されるインターネットの市場に常に新しいマーケティング方法や一般ユーザーが目にする Web サイトのデザインを追求して見やすく使いやすい Web サイトの構築を提供する。インターネットを活用して、様々な企業の成長を後押しをすることを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットサービス事業
2. インターネット広告事業
3. インターネットコンサルティング事業
4. インターネットメディア事業
5. 前各項に附帯する一切の業務

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当法人の発行可能株式総数は、1000株とする。

(発行済株式の総数)

第7条 当法人の発行可能株式総数は、1000株とする。

(資本金の額)

第 8 条 100,000円

第3章 取締役及び代表取締役

(役員に関する事項)

第 9 条 当法人は、取締役 1 名以上を置く。

「資格」取締役

「氏名」長谷川高基

「資格」代表取締役

「住所」東京都練馬区北町 6 丁目 3 3 番地 2 8 フェリーチェガーデン北町 4 0 3 号室

「氏名」長谷川高基

「資格」日本における代表者

「住所」東京都練馬区北町 6 丁目 3 3 番地 2 8 フェリーチェガーデン北町 4 0 3 号室

「氏名」長谷川高基

第4章 営業所

(営業所番号)

第 10 条 営業所番号 1

(営業所の所在地)

第 11 条 当法人は、東京都練馬区北町 1 丁目 4 4 番地 2 7 日神デュオステージ練馬北町 5 0 7 号室に営業所を置く。

(登記記録に関する事項)

2015 年 1 月 1 日営業所設置

第5章 計算

(事業年度)

第 12 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第 13 条 当法人の設立に際して出資される財産の最低額は、金 1 円とする。

(最初の事業年度)

第 14 条 当法人の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(発起人の氏名及び住所)

第 15 条 発起人の氏名及び住所は次のとおりである。

住所 東京都練馬区北町 6 丁目 3 3 番地 2 8
フェリーチェガーデン北町 4 0 3 号室

長谷川高基

(定款に定めのない事項)

第 16 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、goom Inc.に際し、発起人長谷川高基である。これに電子署名する。

平成 27 年 8 月 20 日
発起人 長谷川 高基